

遠野市の障がい者等住宅改修について

■障がい者等住宅改修の概要

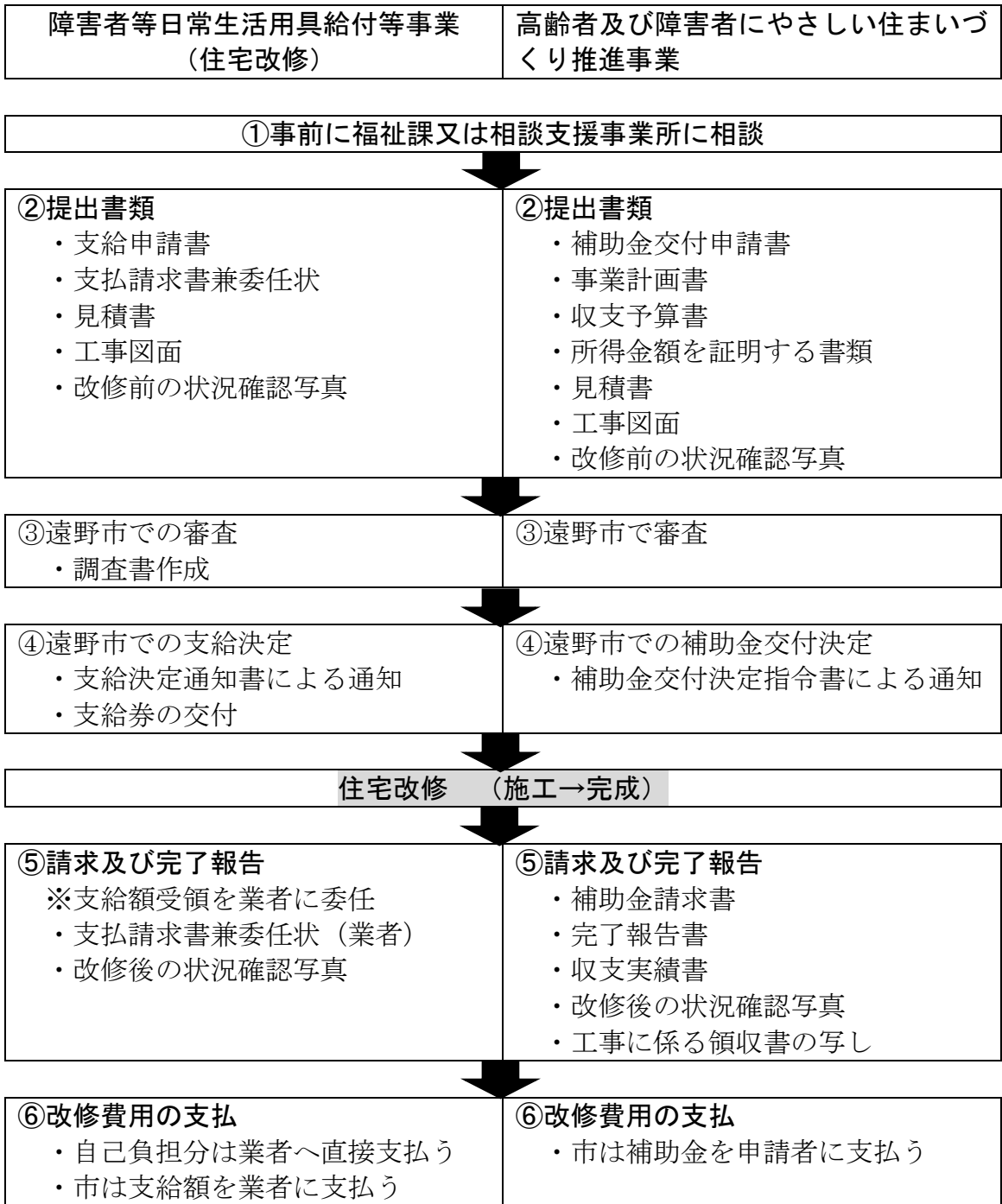
次の事業を活用（併用可能）することができます。

注）併用の場合、障害者等日常生活用具給付等事業が優先されます。

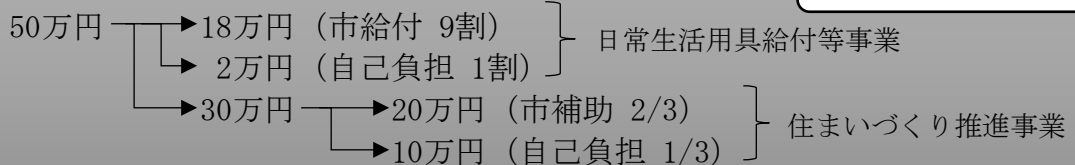
<p><b>障害者等日常生活用具給付等事業 （住宅改修費給付）</b></p>	<p><b>高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業</b></p>
<p><b>基準額：20万円</b></p>	<p><b>限度額：20万円</b></p>
<p><b>支給額：基準額の9割</b> <b>自己負担：基準額の1割</b> ただし、世帯の課税状況等により負担上限額が設けられます。</p>	<p><b>補助金額：改修費の3分の2</b> <b>自己負担：改修費の3分の1</b> ただし、世帯の所得状況等により交付対象とならない場合があります。 <u>※改修費（改修費総額から障害者日常生活用具給付等事業基準額20万円を控除した額）</u></p>
<p><b>支給対象：</b> 市内に住所を有し在宅生活をしている障害者等であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者又は補装具として車いすの交付を受けた内部障害者</p>	<p><b>支給対象：</b> 市内に居住する障害者等であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者又は補装具として車いすの交付を受けた内部障害者</p>
<p><b>支給対象改修内容：</b> (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な改修を伴うもの (7) (1)から(6)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p><b>支給対象改修内容：</b> (1) 便所、浴室、玄関、台所、廊下、居室、階段、洗面所その他必要と認められる箇所 (2) 手すりの取付け (3) 段差の解消 (4) (1)から(3)のほか、日常生活動作又は介護動作の支障の減少に資すると市長が認める工事</p>
<p><b>※事業対象外となるもの</b> ・介護保険法により同等の改修ができるとき。 ・新築工事、増築工事 ・賃貸住宅の改修工事 ・すでに改修工事に着工しているもの</p>	<p><b>※事業対象外となるもの</b> ・介護保険法により同等の改修ができるとき。 ・新築工事、増築工事 ・賃貸住宅の改修工事 ・補助金交付決定前に着手した工事</p>
<p><b>支給回数：1人の障害者等につき1回</b></p>	<p><b>補助回数：1回</b></p>

手続きの流れ

【注：事前に相談・申請が必要です】



【例】改修工事費50万円の場合



自己負担 12万円